

文部科学省共済組合 組合員・被扶養者の皆様へ

組合員証等の新規発行終了について

**現行の健康保険証（文部科学省共済組合組合員証、被扶養者証）は
最長1年間（令和7年12月1日まで）使用できます**

マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行します

令和6年12月2日から、法令によりマイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として使用する仕組み）を基本とする仕組みに移行します。共済組合では、組合員証や被扶養者証（以下、組合員証等）を新規に発行することはできません。

医療機関等を受診される際は、原則としてマイナ保険証を利用することになりますが、マイナ保険証を利用することができない状況にある場合には「資格確認書」を発行し、これまでどおり医療機関を受診することができます。

オンライン資格確認とは

皆様が医療機関にかかると、医療機関ではマイナンバーカードのICチップの情報又は組合員証等に記載された組合員証番号等の情報を入力することで、健康保険の資格情報を確認しています。これを「オンライン資格確認」といいます。

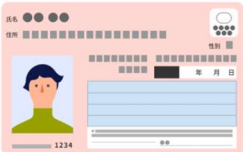

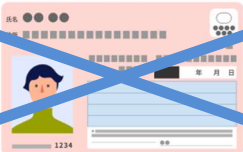


共済組合に届け出ていただいた情報と住民票の情報が異なる場合、「オンライン資格等システム」に登録がされず、医療機関がオンライン資格確認を行うことができない場合があります。

組合員が所属する支部において、事実発生から4日以内に資格情報をシステムに登録する必要がありますので、組合員の皆様には正確な情報を速やかにご提出くださるよう、お願いいたします。

オンライン資格確認・登録の流れは以下のとおりです。

- ① 所属の支部にマイナンバーを記載した資格取得届や被扶養者等申告書を提出
- ② 各支部にて、共済組合のシステムに登録
- ③ 共済組合本部にて、「中間サーバー」という外部システムに各支部からの資格情報を登録すると、住民票情報との照合が行われる
- ④ 照合の結果、中間サーバーに登録完了した資格情報は、「オンライン資格確認等システム」から医療機関等に資格情報等が提供される

組合員証新規発行終了後の取り扱いについて

<p>マイナ保険証(※1)をお持ちの方</p> 	<p>「資格情報のお知らせ」を交付します。</p> <p>A 4 紙での発行です。</p> <p>オンライン資格確認等システムへの情報登録の完了後、これまで組合員証等の券面に表示されていた情報を組合員や被扶養者の皆様が簡易に目視確認できるようにするために交付するものです。</p> <p>同じ情報はマイナポータルでも確認することができます。</p> <p>オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等にかかられた際は、こちらの「資格情報のお知らせ」又はマイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示することで受診することができます。</p> 
<p>マイナ保険証(※1)をお持ちでない方</p> 	<p>「資格確認書」を交付します。</p> <p>プラスチックカード型(短期間の場合等は紙)での発行です。</p> <p>現行の組合員証等と同様に氏名や生年月日や所属している保険者等の情報が記載されます。こちらを提示して医療機関等を受診できます。</p> <p>有効期限は交付日(又は再交付日)から4年経過後の12月1日までとなります。</p> <p>資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方(※2)を対象に交付するものになります。</p> <p>組合員や被扶養者の皆様の状況により、申請による交付と職権による交付があります。</p> 
<p>現行の組合員証・被扶養者証をお持ちの方</p> 	<p>経過措置として、令和7年12月1日まではこれまでどおり健康保険証として使用できます。</p> <p>令和7年12月1日より前に資格を喪失、被扶養者の認定取消となった場合や、資格情報の変更等による申請、支部をまたぐ異動をした場合などはその時点まで使用可能となります。</p> <p>マイナ保険証を既にご使用中の方についてはそのままお持ちいただいて差し支えありません。</p> <p>経過措置期間終了前の秋頃に、その時点でマイナ保険証をお持ちでない方については、共済組合にて対象者を抽出の上、「資格確認書」を一斉交付する予定です。</p> <p>経過措置期間終了後の組合員証等の回収等については別途ご案内します。</p>

(※1) マイナ保険証は、共済組合にマイナンバーや住民票の氏名、生年月日、住所等の正確な情報が届け

られ、且つご自身でマイナンバーカードの健康保険証利用登録がされている場合に使用できます。
(※2) マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方とは、具体的には以下のとおりです。

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、マイナンバーカードを返納した方
- ・ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合

マイナ保険証の利用登録解除について

文部科学省共済組合では令和6年12月2日以降、マイナ保険証の利用登録解除の受付を開始します。解除にあたっての手続きに必要な申請書等は、所属の共済組合支部へお問い合わせください。また、解除にあたっては申請書を受付してから1～2か月後となることをあらかじめご了承ください。

マイナポータルアプリはこちら

デジタル庁のHP <https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/>
